

戦後教育資料

IX-92

IX
92

9-4
2-58

教育委員会法改正の経緯

昭和23.7.15. 公布（法律第170号）

昭和23.11.1. 都道府県、五大市、21市、14町、9村に設置。

昭和25.12.1. 15市設置。

その後町村の廃置分合により2町2村の教育委員会が廃止された。

現在 5大市、36市、12町、8村 計62地方委員会がある。

昭和26.2.28～10.31. 13回にわたり教育委員会制度協議会

の会議が持たれた。（市町村—任意設置
選任方法は結論がでなかった。）

備考 地方行政調査委員会議（市は義務設置、町村は任意設置。
長が議会の同意を得て任命）

政令改正諮問委員会（人口5万以上の市は義務設置
それ以外は設置しない。
長が議会の同意を得て任命）

昭和27.5.6. 教育委員会法等の一部を改正する法律案及び
教育委員会の委員の選挙の期日等の臨時特例に
関する法律案を参議院文部委員会で可決、
同日衆議院へ回付。

昭和27.7.4. 同法案を衆議院文部委員会で否決
衆議院本会議に上提されぬまま第13回国会は
昭和27.7.31 閉会。

昭和27.8.26. 第14回国会招集。

昭和27.8.28. 国会解散

相 良
